

岐阜県情報公開審査会御中

(岐阜県情報公開審査会会長 森川幸江様)

2008年10月5日

意見書

異議申立人 近藤ゆり子

大垣市田町1-20-1

私が異議申立をした際、異議申立書に添付して「別紙」として提出した異議の内容・理由に関して、諮問庁（岐阜県情報公開条例における「実施機関」および「情報審第33号 平成20年9月22日」に記載された「処分庁」を、以下、諮問庁」と表記する）は「公開等決定理由説明書」で反論らしきものを述べています。しかし、それはあまりにも無内容です。よって私からは基本的には上記「別紙」として添付したものの範囲を超えることができません。（別添資料1として再度提出します）

この意見書では、いくつかの点の指摘及び資料の添付をします。

補佐人の協力を得て、口頭にて、当方の意見をさらに補充したく存じます。

河 第142号の13について

諮問庁は、3p11行目～で「異議申立人は『公表されている議事要旨については、岐阜県と名古屋市・愛知県・中部地整の解釈が違う又は説明が異なる』と指摘しているが、国としての立場、各県市の立場において、各々が説明しているのであり、事業計画の解釈が国や県市で異なることはない」と述べている。

しかし、HPに公開されている「徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】議事要旨」（別添資料2）にある

2 . その他（1）水系総合運用

木曽川水系における水資源開発施設を効率的に運用する水系総合運用の必要性を確認した。

なお、水系総合運用は他の利水関係者も含めた場で検討していく。

の中味は非常にあいまいであり、同検討会に出された国土交通省中部地方整備局（以降、「中部地整」という）作成の資料（徳山ダムに係る導水路検討会（第7回）参考資料）12p（別添資料3）での

水系総合運用 / 効果

・ 徳山ダムや長良川河口堰から先行して補給することにより、木曽川上流のダム貯水量が温存され、結果として木曽川上流ダムに係る利水全体に対して取水制限が回避、軽減される。

（下線は筆者 - 異議申立人 - が付けた）の記述とあいまって、以下のように、「それぞれが勝手に（相互に矛盾する）良いところ取りの説明をする」事態になっている。

名古屋市上下水道局は、長良川河口堰の取水を木曽川水系連絡導水路『下流施設』位置（河口堰上流二十数キロ付近）で行いたいとし、この『下流施設』を利用することによって費用が大幅に圧縮される、と2007年12月に名古屋市議会経済水道委員会に説明している（別添資料4）。この考え方は、基本的に愛知県（企業庁及び土地水資源課）も同じで、「ずっと要望してきたことだ」（別添資料5参照）と述べている（07.11.08の面談及びその後の電話等）。

岐阜県は上記中部地整の参考資料の「結果として...取水制限が回避、軽減される」という記述に依拠してなのか（説明を求めても不明確で定かではない）「可茂・東濃用水の取水制限が今よりずっと少なくなる」と説明している。

しかし岐阜県のこの説明あるいは願望（「可茂・東濃用水の取水制限が今よりずっと少なくなる」）通りになるには、木曾川水系のこれまでの取水ルールの大きな変更を要する。この願望の実現のために、岐阜県は大きな犠牲（＝長良川の破壊）を甘受することになる可能性は少なくない。

ア．まず、木曾川上流ダム群に都市用水の水利権（すでに許可水利権となっている）をもつ愛知県企業庁や名古屋市上下水道局の取水のあり方の変更が必要となる。徳山ダムから水を引く導水路が完成しても、新たな需要が発生していない以上、現行ルールでは、河川管理者（具体的には中部地整）は、徳山ダムの水を使用する水利権を（愛知県企業庁や名古屋市上下水道局に対して）許可できない。

「徳山ダムからの先行的補給」を実現するためには、木曾川に水利権をもつ（少なくとも都市用水の水利権をもつ）各企業体と河川管理者が協議して、「これまでの取水ルールを変更して新たなルールを確立する」必要がある。

イ．「これまでの取水ルールを変更して新たなルールを確立する」にあたっては、愛知県企業庁・名古屋市上下水道局は、の願望（＝長良川河口堰の取水を木曾川水系連絡導水路『下流施設』位置（＝河口堰上流二十数キロ付近）で行いたい）の実現を強く迫るであろうことが容易に想像できる。

ウ．他方、岐阜県の担当者は「河口堰上流二十数キロ付近（＝岐阜県内）での長良川河口堰取水は認められない」としている。

つまり「徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】議事要旨」議事要旨にある「水系総合運用」という言葉には、関係各機関の相矛盾する願望が孕まれているのである。

このことでも明らかなように、「議事要旨」でまとめられたものだけを公表しても、流域住民及び県民に対して何の説明責任を果たしたことにはならない。

多額の税金を投入する事業において、「結局のところ事業の目的は何であって、完成後にはどういうことになるのか」がさっぱり見えず、関係各機関による説明がバラバラなまま、ひたすら建設事業だけが進む、というのは（過去に余りにも繰り返されてきたことであるが）許されない。

木曾川水系連絡導水路事業における関係諸機関の一員であり、今般の諮問庁でもある岐阜県（河川課）の認識は「具体的な運用方法は施設完成間近になったら関係機関で協議する、それが施設建設の普通のあり方です」（08.08.28 河川課長）というものである。これは市民にとっては全く以て「普通」ではない。

河 第142号の14について

諮問庁は、2p目で「（第1回から第6回までの）検討会では...、事業費は提示されているが、費用負担割合は提示されていない。」「平成19年8月の第7回検討会においては...費用負担割合（案）が提示されたところである」「これを受け、各県市はそれを持ち帰り...平成20年8月に関係者間で負担割合について合意した」と述べている。

しかし、第7回検討会直後の記者発表では、負担割合も公表されており、「決まったこと」のように報道された。岐阜県も中部地整は、私たち市民団体に対しても「正式な決定ではない」としながらも、この費用負担割合を前提に話し合いを重ねてきた経緯がある。平成19年8月の第7回検討会で、本当に「初めて」提示されたのであったら、どうして「負担が軽くなると思った」という発言（＝河川課担当者）が出てくるであろうか？

「徳山ダムに係る導水路検討会」のような「部長級会議」が、何の打ち合わせも下準備もなく開催されることはありえません（これは関係諸機関の担当者すべての一致した認識です）。

その下準備の「打ち合わせ」に赴いた担当職員が、何の資料も持ち帰らず、何の報告文書も作成しないなどということはおよそ考えられません（もし何の報告書もないような「出張」であれば、「カラ出張」と指弾されることとなります）。諮問庁は「打ち合わせ」は「徳山ダムに係る導水路検討会」ではないから、そこでの資料や発言等は、私（近藤）の情報公開請求の対象ではない、という理屈を立てたいのでしょうか？

情報公開請求に至るまでに、担当課には、繰り返し私の問題意識を伝えてあります。仮に「文書名特定の問題」で”不存在”等になってしまう、別の文書名なら「ある」というなら、担当課から「補正」の話が出てきてしかるべきです。今般の対応（他の開示請求への対応とは際立って違う）には、一種の異様さを感じます、「一体、何を恐れているのだろうか？」と。

別添資料5の「愛知県企業庁・名古屋市上下水道局」連名の要望（07.01.23）の存在については、「岐阜県も知っているはずだ」と、これをファクスしてきた際（08年6月）に、中部地整河川部の職員は言っていました。中部地整河川部職員が「岐阜県も知っているはず」というからには、何らかの文書の形でわたっているのだ、と、私は考えます。それは「公文書にあたらぬ」あるいは「検討会の資料ではない」から不存在なのだ、と諮問庁は主張する気なのでしょうか。

岐阜県にとっての痛恨事である「ウラ金隠し」問題も、「隠す」体質こそが、問題をこじらせた。この教訓は、「隠し事のない県政」に向かって積極的に活かさるべきです。

巨額の税金を注ぎ、環境を改変する事業を行う以上、十分な説明責任が果たされねばなりません。説明責任とは「行政が決めたことを（市民に一方的に）『理解』させる」ことではありません。広範な市民の議論に資するべく、計画や施策の立案の形成過程をも明らかにしていくことこそが求められています。

木曾川水系連絡導水路事業は総事業費の65.5%が「治水勘定」から支出されます。つまり、お金の面からは「治水」が主目的です。「治水事業は果てることのない事業である」とは中部地整河川部（正式には「被告・国土交通大臣」）が、ある水害訴訟の準備書面で述べている言葉です。河川における「治水」の最も重要な部分は、流域住民の生命・財産を、洪水被害から守ることだ、と私は考えています。県民の多くが扇状地や沖積平野に暮らしている岐阜県では、特に「治水」は行政の要です。同時に「治水」は（洪水防御・洪水対策も含め）流域住民が「川」を理解することなしには進みません。「川」は単なる水路ではありません。川に息づくいのち、川の豊かさを理解することを通して、時に牙を剥く川のあり方を見つめ、謙虚にその自然の摂理を受け容れることも、また人のいのちを守るためにも必要なことです。

情報を不透明にしたまま、巨額の事業費を注いで、住民の理解しえない「治水」事業が行われていってはなりません。それは、結局のところ流域住民の安全を損なうことに繋がります。

貴審査会におかれましては、諮問庁の些末な「言い訳」に惑わされることなく、諮問庁に対し、「全てを部開示せよ」という答申をされることを強く求めます。

以上

別添資料1 異議申立「別紙」

別添資料2 徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】議事要旨

別添資料3 徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】説明資料p12

別添資料4 名古屋市上下水道局の名古屋市議会経済水道委員会への提た資料（2007.12.6）抜粋

別添資料5 愛知県企業庁・名古屋市上下水道局連名の要望（07.01.23）